

独立行政法人大学評価・学位授与機構の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、独立行政法人評価委員会が行う業務評価の結果を参考にして、当該手当額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

機構長	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与改正に準拠し、平成17年12月1日より本給月額を0.3%引下げるとともに12月期期末特別手当において所要の調整を行った。また、期末特別手当の年間支給割合を3.3月から3.35月に引き上げた。
理事	同上
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改正なし

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
機構長	19,661	12,812	5,568	0 (通勤手当) 1,281 (都市手当)		
理事 (2人)	29,727	18,978	8,469	382 (通勤手当) 1,898 (都市手当)	2月15日1人	1月31日1人 3月31日2人
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	2,880	2,880	0	0 ()		3月31日2人

注1:「都市手当」とは、民間における賃金、物価、及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:年度末現在2人の理事のうち、1人は年間を通じて就任していたが、1人はH18.1.31に退任し(在職期間10月)、H18.2.15に後任の理事(在職期間2月)が就任したため2人として記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
機構長						該当者なし
理事						該当者なし
監事						該当者なし
監事 (非常勤)						非常勤監事には退職手当を支給しないこととしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国と同種の職員との均衡を考慮しながら、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第3項に基づき、国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定の結果を踏まえた勤務成績を考慮し、昇格、特別昇給、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格することができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
本給月額 (特別昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させ若しくは昇給期間を短縮し、又は双方を併せて行うことができる。
本給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、一定期間を良好な成績で勤務したときに、1号給上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前の6箇月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与改正に準拠し、平成17年12月1日より本給月額を0.3%引下げるとともに期末手当における所要の調整を行った。なお12月期勤勉手当の支給割合を0.7月から0.75月に引き上げた。また、扶養手当額の引下げ(配偶者に係る月額 13,500円→13,000円)、初任給調整手当額の引下げ(支給上限 50,200円 →50,000円)を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 86	歳 36.7	千円 6,042	千円 4,424	千円 140	千円 1,618
事務・技術	人 70	歳 34.5	千円 5,318	千円 3,922	千円 122	千円 1,396
教育職種	人 16	歳 46.3	千円 9,208	千円 6,616	千円 220	千円 2,592

任期付職員	人 3	歳 41.5	千円 5,840	千円 4,278	千円 83	千円 1,562
事務・技術	人 3	歳 41.5	千円 5,840	千円 4,278	千円 83	千円 1,562

非常勤職員	人 3	歳 33.2	千円 3,463	千円 2,610	千円 209	千円 853
事務・技術	人 3	歳 33.2	千円 3,463	千円 2,610	千円 209	千円 853

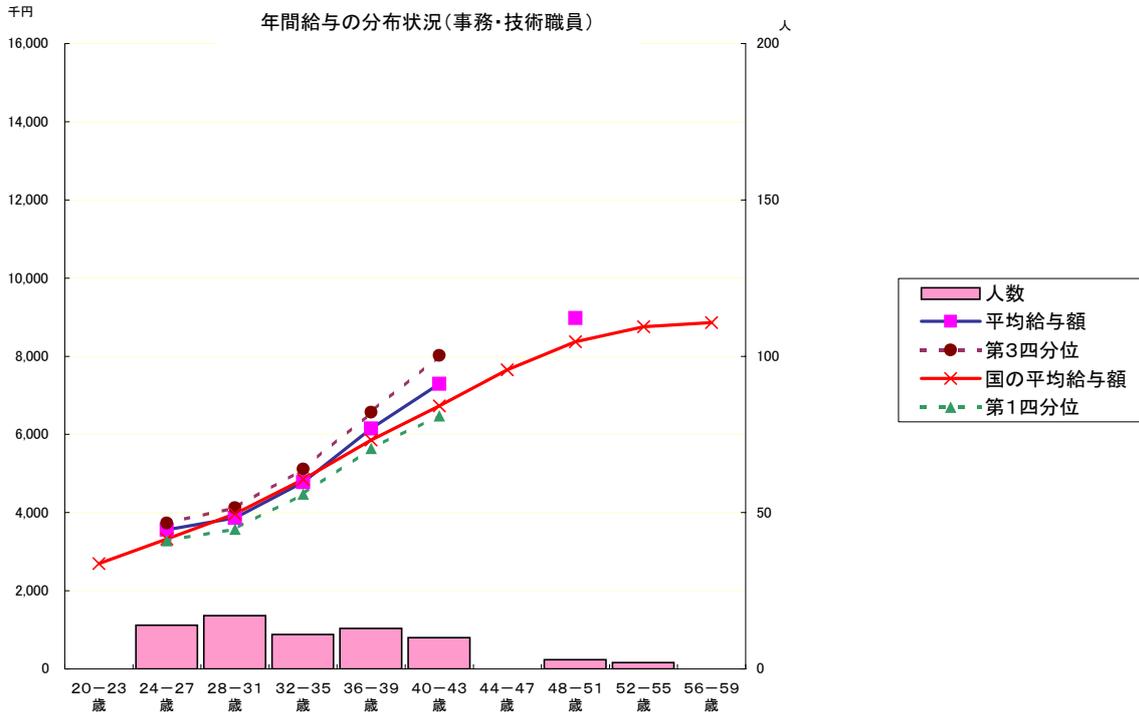
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員及び非常勤職員のうち研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については該当者がいないため記載を省略する。

注3: 在外職員、再任用職員は該当者がいないため記載を省略する。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注1:年齢48-51の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3四分位折れ線については表示していない。

注2:年齢52-55の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額及び第1・第3四分位折れ線については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的な職位					
・ 部長	1		-		-
・ 課長	6	40.8	7,793	8,152	8,390
・ 課長補佐	8	46.0	6,608	7,305	7,907
・ 係長	14	38.4	5,444	5,855	6,416
・ 主任	6	34.8	4,575	4,959	5,196
・ 係員	35	28.7	3,563	3,821	4,125

注:部長については該当者が1名であるため、個人情報に配慮して、「平均年齢以下」の事項を記載しないものとした。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任	係長	課長補佐	課長	課長	部長	部長	部長	部長
人員(割合)	70	14 (20%)	23 (32.9%)	18 (25.7%)	8 (11.4%)	5 (7.1%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		29 }	33 }	43 }	54 }	41 }					
所定内給与年額(最高～最低)		2,822 }	3,746 }	4,844 }	6,128 }	6,177 }					
年間給与額(最高～最低)		2,339 }	2,589 }	3,210 }	4,222 }	5,390 }					
		3,744 }	5,109 }	6,685 }	8,505 }	8,390 }					
		3,199	3,563	4,478	5,968	7,370					

注:6級、7級における該当者が各1名であるため、個人情報に配慮して、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載しないものとした。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.6	% 66	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.4	% 34	% 35.2
	最高～最低	% 46～31.8	% 40.3～31.2	% 43.1～32
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 67.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 32.6	% 33.3
	最高～最低	% 36.4～31.2	% 35.3～30.3	% 34.4～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

102.9

対他法人(事務・技術職員)

94.5

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

III 総人件費について

区分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,017,337	980,255	37,082	3.8	37,082	3.8
退職手当支給額 (B)	6,003	10,454	△ 4,451	△ 42.6	△ 4,451	△ 42.6
非常勤役員等給与 (C)	90,254	67,876	22,378	33.0	22,378	33.0
福利厚生費 (D)	133,038	124,846	8,192	6.6	8,192	6.6
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,246,632	1,183,431	63,201	5.3	63,201	5.3

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」についての分析

- 人件費削減の基準額 1,017,337千円
- 平成16年度においては、年度当初に採用を予定していた教員の本務先の事情により専任教員として採用を行わず、特任教員として委嘱したことなどにより人件費に残が生じた。このため、次年度以降これに必要な人件費を繰り越すこととした。平成17年度は、特任教員として若干名を委嘱したが、概ね計画どおり専任教員を採用したことにより、「給与、報酬等支給総額」が、前年度に比較して37,082千円増加し1,017,337千円となっている。
- また、平成17年度から大学等の認証評価が開始されたこと及び国際連携センターの設置により、特任教員並びに客員教員の勤務時間が増加することとなった。以上のことから、「最広義人件費」は、前年度に比較して63,201千円増加し1,246,632千円となっている。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成22年度の常勤役員に係る人件費を平成17年度(1,109百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね3%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役員員の給与について、必要な見直しを行う。

IV 法人が必要と認める事項

特になし